

子ども・子育て支援法に係る子育てのための施設等利用費都費負担金事務処理要領

令和元年9月30日  
31生私振第1095号  
生活文化局私学部長決定

1 子育てのための施設等利用費都費負担金に係る手続

(1) 根拠法令

子育てのための施設等利用費の都負担分については、「東京都補助金等交付規則」（昭和37年9月29日規則第141号）に基づき交付する。

(2) 各手続の方法

ア 交付申請

(ア) 提出書類

- ① 様式第1号  
年度子育てのための施設等利用費都費負担金交付申請書
- ② 様式第1号の付表  
年度子育てのための施設等利用費都費負担金所要額調書
- ③ 様式第1号の2  
年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(イ) 提出期限

都が別に定める期限

イ 変更交付申請

(ア) 提出書類

- ① 様式第2号  
年度子育てのための施設等利用費都費負担金変更交付申請書
- ② 様式第2号の付表  
年度子育てのための施設等利用費都費負担金変更所要額調書
- ③ 様式第1号の2  
年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(イ) 提出期限

都が別に定める期限

ウ 事業実績報告

(ア) 提出書類

- ① 様式第3号  
年度子育てのための施設等利用費都費負担金に係る事業実績報告書
- ② 様式第3号の付表A  
年度子育てのための施設等利用費都費負担金事業実績報告書
- ③ 様式第3号の付表B  
初日利用人員及び月別集計表
- ④ 様式第3号の2  
年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

(イ) 提出期限

都が別に定める期限

エ 事業実績報告の訂正

(ア) 提出書類

① 様式第4号

年度子育てのための施設等利用費都費負担金に係る事業実績報告書の訂正について

② 様式第4号の付表

年度子育てのための施設等利用費都費負担金事業実績報告変更内訳書

(イ) 提出期限

訂正を要する事由が生じた後、速やかに都知事あてに提出する。